

社会福祉法人清心会役員・評議員・評議員選任・解任委員会委員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清心会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員には、理事会、評議員会、監査、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員には支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、自宅から目的地までの往復の交通費実費とする。但し、支払額は5,000円を上限とする。

2 提出書類のうち公的証明書等は実費とする。

(支給日)

第5条 費用弁償の支給日は、第3条による支払事由の発生した日とする。

附 則

- 1、この規程は平成29年4月1日より適用する。
- 2、社会福祉法人清心会役員費用弁償規程は廃止する。
- 3、この規定は平成31年3月4日に遡及して施行する。